

ちやいれっく

西新井駅前保育園

(重要事項説明書)

1 保育園の概要

名称	ちやいれっく西新井駅前保育園
種別	認可保育所
施設所在地	〒123-0843 東京都足立区西新井栄町 2-3-7
管理者氏名	園長 高橋 緑
開設年月日	2020 年 4 月 1 日
連絡先	電話 03-5888-7916 / FAX 03-5888-7917
実施事業	産休明け保育、延長保育、年末保育、発達支援児保育、乳幼児すこやか相談
利用定員	60 名（0 歳児 6 名、1 歳児 10 名、2 歳児 11 名、3 歳児 11 名、4 歳児 11 名、5 歳児 11 名）

2 設置者の概要

運営会社	株式会社プロケア	創立	1999 年 12 月 24 日
本社	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-30-4 30 山京ビル 3 階 TEL : 03-6233-7800 FAX : 03-6233-7433		
支社	大阪支社/札幌支社/名古屋支社		
代表取締役	秋山 登史子	HP	https://www.procare.co.jp
事業概要	保育所の運営（公設民営、認可保育所、東京都認証保育所、小規模保育室等、一時預り等）		
	子育て支援センターの運営受託		
	学童クラブ運営（学童施設、全児童対策施設）		
	児童館運営		

3 職員体制について

足立区が定める職員配置に基づき、児童数に応じた職員数を配置します。尚、開所時間には必ず2名以上の保育士を配置し保育にあたります。

職名	常勤	非常勤	職務
園長	1名		保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
保育士	11名		保育計画及び保育内容に関する全体的な計画の立案と、その計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
保育補助		3名	保育業務における保育士を補佐する
栄養士	2名		子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う
調理員	2名		献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う
看護師	1人		保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うとともに、利用する子どもの健康管理を行う
嘱託医	1名		当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う

4 保育園の目的及び運営方針等

目的	児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて、保育を必要とする乳児及び幼児のために最善の利益を考慮した保育を行い、子どもの人権を尊重し、家庭と力を合わせて健やかな育ちを支援する。
保育目標	1. げんきな子 2. おもいやりのある子 3. さいごまでがんばる子
運営及び保育方針	【基本理念】 『大地にがっしりと根を張るく大樹』となってほしい』 この子らはどんな葉を茂らせ、どんな花を咲かせ、どんな実をつけて人を笑顔にするのだろう。子どもたちがく大樹』と育つための、その基となるく根っこ』を育てるお手伝いをしたいと考えます。 【保育方針】 くところ』くからだ』く生活』の三位一体の保育を目指します。

	【こころ】温かい「第二の家庭」を提供し、心の豊かさを育む 【からだ】生活のリズムを整え、食育に取り組み、健やかな身体を育む 【生活】様々な経験を通じて、主体性と協調性を育む
--	---

5 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

（1）開園日、開園時間及び保育時間（保育の必要量の区分）

開園日：月曜日から土曜日まで

開園時間：午前7時00分から午後8時00分まで

■保育標準時間認定（11時間）

時 間（月～土）	7：30～18：30
延長時間（月～土）	朝）月～土 7：00～7：29
	夕）月～土 18：31～20：00

■保育短時間認定（8時間）

時 間（月～土）	8：30～16：30
延長時間（月～土）	朝）月～土 7：30～8：29
	夕）月～土 16：31～18：30

◆保育の必要量は、「最長で保育園等を利用することができる時間」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

（2）休園日

◆日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

◆年末年始 12月29日から1月3日まで ※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

6 保護者の負担について（保育料以外）

① 延長保育料、スポット延長保育料 ※補食代を含みます

	時間帯	世帯区分	1歳児以上 単位（円）	0歳児 単位（円）
月ぎめ 延長保育	7:00～7:29	A、B階層	月額600	月額900
		C、D階層	月額2,500	月額3,750
	18:31～19:30 （1時間延長）	A、B階層	月額1,000	月額1,500
		C、D階層	月額4,000	月額6,000
	18:31～20:00	A、B階層	月額1,750	月額2,625

	(1 時間 30 分延長)	C、D 階層	月額 7,000	月額 10,500
スポット 延長保育	7:00~7:29	全ての階層	日額 400	日額 600
	18:31~19:30 (1 時間延長)		日額 800	日額 1,200
	18:31~20:00 (1 時間 30 分延長)		日額 1,400	日額 2,100
	① 7:30~8:29 ② 16:31~18:30	全ての階層 (短時間認定 子どものみ)	日額 500	

※短時間認定の 7:00~7:29 及び 18:31~20:00 の料金は、標準時間認定のスポット料金と同額です。

② 延長保育について

(1) 利用要件

- ・延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。
- ・保護者の方どちらかのお仕事がお休みの場合は、原則として利用する事はできません。

(2) 申込み方法

- ・月ぎめ延長保育及びスポット延長保育を利用する方は、事前に当保育園にお申込みください。
- ・お申込みは、原則利用する月の前月 20 日までに「月ぎめ延長保育申込書」(単発利用の場合は「スポット延長保育申込書」と「勤務証明書」を園に提出して下さい。
- ・月ぎめ延長保育の利用を変更・解除したい場合は変更・解除する月の前月 20 日までに「月ぎめ延長保育(変更・解除)届出書」を園に提出して下さい。
- ・当日急な残業が発生した等、やむをえない場合はスポット延長保育利用となります。必ず 16 時までに園へご連絡ください。

(3) 利用にあたっての注意

- ・月ぎめ延長保育ご利用の方で、申込時間より利用日数が少なかった場合について返金の対応はできませんのでご了承ください。
- ・交通機関をご利用の場合の電車遅延等についても延長料金が発生いたします。

(4) 利用料について

- ・延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。
- ・延長保育利用の補食、夕食を提供いたします。(補食、夕食の急な申し込み・キャンセルは遅くとも 15 時までにお問い合わせ致します。※15 時を過ぎた場合は夕食代を徴収

いたしますのでご注意ください。)

- 補食代は延長保育料に含みます。夕食代は 1 食 500 円です。
- その他サービスとして、おむつサブスクリプションがあります。(有料)
- 新たにその他の実費徴収をする場合は、足立区と協議し、保護者の同意を得たうえで実費徴収する場合があります。

7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 対応方法 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。
------	--

救急・消防	西新井消防署	東京都足立区伊興 2 丁目 5-11 03-3853-0119
警察	西新井警察署	東京都足立区西新井栄町 1 丁目 16-1 03-3852-0110
嘱託医	キャップクリニック西新井	東京都足立区西新井栄町 2-4-10 ソラトカゼト 2 階 03-5888-4216

8 非常災害対策

防犯設備	学校 110 番（非常通報装置）、門扉電気錠
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯・消火器・消火栓
消防計画届出	西新井消防署 令和 2 年 3 月届出済
防火管理者	園長 高橋 緑
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月 1 回以上実施 定期訓練 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年 1 回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否確認方法	伝言ダイヤル（171）、さくら days
避難場所	第一避難場所（地域指定避難場所）：栗原小学校 広域避難場所：西新井駅西口地区一帯

9 虐待防止等の措置について

緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。
--------	--

10 第三者委員による苦情解決

11 賠償責任保険等の加入

不慮の事故が発生した場合には、下記の保険の範囲内で対応させていただきます。

保険の種類	賠償責任保険	傷害保険
対象事故（内容）	保育業務の過誤により発生した民法上の賠償責任	保育中の偶然な事故による怪我
補償額	<施設賠償責任保険> 対人：1名・1事故 10億円 対物：1事故 1000万円 <生産物賠償責任保険> 対人：1名・1事故 10億円 （保険期間中 10億円） 対物：1事故 保険期間中 1000万円）	死亡 277万円 入院保険日額 3000円 限度日数 ⇒180日/入院日額 通院保険日額 2000円 限度日数 ⇒90日/通院日額

- ・付き添い看護料は補償対象ではございませんので、ご了承ください。
- ・通院が長期にわたる際、通院が必要である旨の証明をお願いする場合がございます。
- ・体質的な要因での症状(発疹、アレルギー等)は補償対象外となります。
- ・職員の静止や声掛けがあったにもかかわらず起こってしまった事故については、補償対象外になる場合もございます。(園に過失がない場合は補償対象外)